



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

1610 平成18年度「県民の友」への広告掲載に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (広報室)

### ○ 公告

入札公告 (広報室)

## 告 示

### 和歌山県告示第1610号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成18年度「県民の友」への広告掲載に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めるとともに、当該資格を審査するために必要な事項を次のように公示する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

#### 1 競争入札に付する事項の名称及び掲載紙面

##### (1) 名称

平成18年度「県民の友」への広告掲載

##### (2) 掲載紙面

平成18年5月号から平成19年4月号まで

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成17年12月20日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村民税を滞納していない者であること。

(5) 和歌山県内に本社本店、支店又は営業所を有する者であること。

(6) 平成17年12月20日以前において印刷物等への広告の掲載を良好に行った実績がある者であること。

#### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表(法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては直近1年度分の市町村民税)

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 2の(6)に掲げる広告紙面及び契約書の写し

ただし、資格審査申請時点で和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿に登載されている者については、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出することにより、イからクまでの書類の提出を省略することができる。

(2)(1)のア、イ、オ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成18年1月13日(金)から平成18年1月18日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(3)(1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年1月24日(火)までの間に和歌山県広報室に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

#### 4 資格審査説明会の場所及び日時

- (1) 場所  
和歌山市西汀丁61  
和歌山県書道資料館 第1ホール
- (2) 日時  
平成18年1月18日(水)午後1時30分から
- 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所  
平成18年1月18日(水)から平成18年1月24日(火)までの  
休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる  
場所で受け付ける。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所  
和歌山県広報室  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁本館3階  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2032 (直通)  
(FAX 073-423-9500)
- 7 申請書類に使用する言語  
申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 8 資格審査の結果の通知  
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成  
18年2月8日(水)までに郵送により送付する。
- 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明  
(1)競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、  
その理由について説明を求められることができる。  
(2)(1)の説明は、平成18年2月15日(水)までに書面によ  
り求めるものとする。  
(3)(2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するもの  
とする。  
(4)説明に対する回答については、平成18年2月16日(木)  
までに当該説明を求めた者に対して書面により行うもの  
とする。  
(5)(2)の書面の提出は、6に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

平成18年度「県民の友」への広告掲載について、次のとお  
り一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、地方自  
治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)  
第167条の6の規定に基づき公告する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 入札に付する事項  
(1) 名称

- 平成18年度「県民の友」への広告掲載
- (2) 掲載紙面  
平成18年5月号から平成19年4月号まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成17年度和歌山県告示第1610号に規定する平成18年度  
「県民の友」への広告掲載の入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁本館3階  
和歌山県広報室
- (2) 期間  
平成18年1月13日(金)から平成18年1月18日(水)ま  
での和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条  
令第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午  
後5時まで。
- 4 仕様書を交付する場所及び期間等
- (1) 場所  
3の(1)に同じ。
- (2) 期間  
3の(2)に同じ。
- (3)(1)及び(2)の規定により交付する仕様書に対して質  
問がある者は、6に掲げる入札説明会において質問を行う  
ものとし、その後は、平成18年1月24日(火)午後5時まで  
の間に和歌山県広報室に対して書面(ファクシミリを含  
む。)により行うものとする。
- 5 入札説明書を交付する場所及び期間等
- (1) 場所  
3の(1)に同じ。
- (2) 期間  
3の(2)に同じ。
- (3)(1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対  
して質問がある者は、6に掲げる入札説明会において質問を  
行うものとする。その後は、平成18年1月18日(水)午後5  
時までの間に和歌山県広報室に対して書面(ファクシミリ  
を含む。)により行うものとする。
- 6 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市西汀丁61  
和歌山県書道資料館 第1ホール
- (2) 日時  
平成18年1月18日(水)午後1時30分から
- 7 入札執行の場所及び日時等  
(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

- ア 入札場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁1階総務事務集中課入札室
- イ 入札日時  
平成18年2月17日(金)午後1時30分から
- ウ 開札場所  
アに同じ。
- エ 開札日時  
イに同じ。

- (2)(1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成18年2月17日(金)午前9時までに和歌山県広報室へ必着するように行わなければならない。

8 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

10 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資

格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

12 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県広報室の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格以上の額で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県広報室の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、7(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

13 契約書の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県広報室

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2032

FAX 073-423-9500

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通

貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成18年2月和歌山県議会において、平成18年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。